

2021年1月5日

教職員の皆様へ

定期試験への対応について

昨日、政府が緊急事態宣言を今週7日にも発出する方針を固めたことに鑑み、駒場のステージを1月11日よりイエローからオレンジに移行することになりました。今回のステージ・オレンジについての具体的指針は追ってご連絡いたしますが、まず差し迫っている前期課程の定期試験への対応について、下記の通り基本方針をご連絡申し上げます。

なお、現在対面で行っているA Semester/A2タームの授業および補講については、可能な場合はオンラインに切り替えてください。切り替えができない場合、もしくは適当でない場合は、対面授業を継続していただいても結構です。（変更の際は、ITC-LMS等を経由して履修学生全員に周知してください。）

【今 Semester/タームにおける定期試験の基本方針】

- 1 対面で実施予定の試験（繰り上げ試験も含む）は、基本的に当初の予定通り対面試験を行う。
- 2 ただし、平常点、あるいはレポートで代替が可能なものについては、変更も可能とする。レポートの出題・回収は担当教員または部会で責任を持つこととする（ITC-LMSの利用を推奨する）。オンライン試験は監督の手配等これからの準備は不可能であるので、できるだけ避けてほしいが、どうしても実施したい場合は、その実施については担当教員もしくは部会で責任を持つこととする。（評価方法を変更した場合の履修学生への周知は、従来どおり前期課程チームからも行うが、各教員からもITC-LMS等で周知していただきたい。）

3 対面試験実施については感染対策に可能な限り手を尽くす。換気・手指消毒を励行する。試験監督用の手袋（ニトリルグローブ）、フェイスシールドは手配予定であるが、入手が困難なことも予想される。その場合は希望者にのみ配布する予定。特にフェイスシールドについては各自で持参していただけるとありがたい。

4 体調不良学生への対応について

オンライン試験を希望する学生の事前申請は1月7日（木）を締め切りとしている。これ以降に体調不良となった学生については、以下の通りとする。

（同様の流れを教務課から学生に通達する予定。）

①学生は新型コロナウイルス感染の擬似症状がでている場合は絶対に登校せず、速やかに下記の対応を行う。

i) 学部／研究科の感染報告フォームより大学に報告

ii) 医療機関を受診する

②上記対応を行ない、待機が必要な期間と対面実施の定期試験実施日時が重複した学生は、該当試験について代替措置の対象となる。

※医療機関から指示がない場合、報告日から14日間かつ自覚症状の完全な消失（ただし、味覚と嗅覚異常はウイルスが死滅した後も継続する場合があるのでこの対象としない）から72時間が経過するまでは、自宅待機することとする。

※感染報告フォームから報告があった場合でも、当該試験終了後に報告があったものについては、代替措置の対象としない。

③代替措置は担当教員により実施され、上限点を設けない。

④代替措置の実施については、担当教員及び部会で対応する。該当学生への連絡については、前期課程チームからも行う。

⑤代替措置に該当する学生について、前期課程チームから担当教員に連絡する。

⑥試験当日、キャンパス内で学生が体調に異変を感じた場合は、無理に受験せず、速やかに状況を感染報告フォームより報告のうえ、医療機関を受診することとする。

注) 代替の評価については、緊急事態宣言下での対面試験実施というきわめて特殊な状況での措置です。当日あるいは試験期間、体調不良にもかかわらず受験する学生がいた場合には、感染リスクが高まりますので、その可能性をできるかぎり排除するための対応としてご理解をいただきたく思います。先生方のご負担になってしまい恐縮ですが、不公平のないようなご配慮をお願いしたいと思えます。

以上の通りです。質問等がございましたら、できるだけ部会等でおとりまとめの上、前期課程チームまでご連絡下さい。

最後になりますが、1～3月は定期試験や入学試験、卒業判定等の審査会が集中していますので、教職員の皆様にもお体にくれぐれも注意を払って頂きたいと思えます。

東京大学教養学部長・大学院総合文化研究科長
太田 邦史